

納税協会は幅広い公益事業を行っています

令和5年分 所得税・消費税等 確定申告相談会場

種別	納税協会(会員無料)	種別	確定申告会場
会場	阿倍野納税協会 ・受付 1階納税協会事務局 ・待合 1階廊下(密の回避) ・相談 1階納税協会会議室	会場	阿倍野税務署 3階 (阿倍野区三明町2丁目10番29号)
相談日	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝を除く)	開設期間	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝を除く)
相談時間	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分 ・相談時間は30分以内とさせていただきます(厳守)。 ・混雑状況により早めに受付を締め切らせていただくことがあります。	相談受付時間	午前9時から午後4時まで (相談開始は午前9時15分から) ・会場では、ご自身のスマホを利用した申告書の作成を推進しています。スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください。マイナンバーカードの暗証番号が必要です。 ・会場への入場は「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付するほか、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も行っています。 ・混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただきます。ご了承ください。 ・医療費の明細書、青色申告決算書又は収支内訳書は、あらかじめ作成した上でお越しください。

・納税協会会場では、不動産・株式等の売買及び相続・贈与に関する相談は行っていません。
 ・感染症等の予防のため、換気、社会的距離及び相談形式等に配慮したスタイルを採り、待合は廊下とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。



第232号
令和6年3月

発行所
公益社団法人阿倍野納税協会
阿倍野納貯組合連合会
阿倍野区三明町2丁目10-32
TEL 06(6628)0366
FAX 06(6629)2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
https://www.nk-net.co.jp/abeno/

公式エックスやっています



(@abenoNozei)

公式Instagramもやっています



(abenozei)

フォローよろしく
お願いします!

確定申告にあたって

① 納税協会 相談会場開催分について

・令和5年分のご相談は納税協会事務局において実施いたします。

「イメージ図」

相談者
協会会議室で対面相談(1階)
税理士先生

・一回の相談時間は30分以内でお願いいたします。

・混雑時は、早めに受付を終了する場合がございますので、ご了承下さい。

・eITaxの方は、極力火曜日又は金曜日にお越し下さい。

・ご体調のすぐれない方は、入場をお断りする場合がございます。

・筆記具・電卓等ご準備をお願いします。

・相談は、会員・非会員を問いません。

・が協会員以外の方は、運営費用として6千円をご負担いただきます(会員無料)。

② 確定申告書の提出にあたって

・個人番号の記載が必要です。

・次のa又はbのいずれかの書類の添付が必要です。

a マイナンバーカードの写し(表裏)

b 通知カード(番号確認)及び運転免許証等、身元確認できる証明書の写し

③ 医療費控除について

・医療費領収書の添付は不要ですが、医療費控除の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付が必要です(領収書は5年間保存)

④ 確定申告書等作成コーナーの利用

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい。

・マイナンバーカードをお持ちでない方でもID・パスワード方式によるeITaxの御利用ができます。

⑤ 事前の準備をお願いします。

I 準備等
売上・仕入、各経費項目等の集計を、さらに消費税の課税事業者の方は、税率ごとに区分経理をお済ませ下さい(必須)

II 持参いただくもの
確定申告に必要な書類一式(決算書又は収支内訳書、確定申告書)生命保険料控除証明書、年金控除証明書等、各種控除に必要な証明書の申告書控及び決算書控・印鑑

◇ 確定申告 税務カレンダー ◇

贈与税の申告と納税 2月1日(木)～3月15日(金)
 所得税の確定申告と納税 2月16日(金)～3月15日(金)
 消費税等確定申告と納税 1月1日(月)～4月1日(月)
 振替納税日 安心・確実な振替納税をご利用下さい。
 ・所得税第3期分延納振替納税日 4月23日(火)
 ・所得税第3期分振替納税日 5月31日(金)
 ・消費税振替納税日 4月30日(火)

○ 納税協会にご加入下さい!! ○

税金の相談は税理士先生が担当します。
 経理や記帳についてアドバイスします。
 企業保障プラン等の福祉制度を利用できます。
 お問い合わせは・・・
 〒545-10005
 大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号
 公益社団法人阿倍野納税協会
 電話06(6628)0366

早めに申告 早めに納税

阿倍野納税協会 事業報告

源泉所得税(年末調整)納付指導

と き 令和6年1月5日・9日・10日
 場所 阿倍野産業会館 3階会議室
 内容 年末調整及び納付指導
 参加者 相談者44人・社
 講師 近畿税理士会阿倍野支部所属
 税理士

確定申告地区相談所 周知ポスターの掲出

期 間 令和6年1月15日～2月11日
 場 所 阿倍野区内特定郵便局3局の
 ロビー(企業広告)
 内 容 「確定申告相談」ポスター
 掲出による周知
 主 催 ・納税協会のPR他
 当会個人部会

納税協会PR電車 出発式

と き 令和6年1月23日(火)
 内 容 阪堺電気軌道(株)我孫子車庫
 確定申告期を前にスマートフォン
 を使った電子申告及び納
 税協会事業活動を周知するデ
 ザインをラッピングした車両
 を7月末まで半年間運行
 主 催 阿倍野・堺・住吉・浪速・西成の
 5協会共催(沿線協会)
 後 援 阪堺電気軌道株式会社



際立つラッピング



主催者来賓記念写真

確定申告前 街頭広報活動

と き 令和6年1月25日(木)
 場 所 阿倍野区役所前付近3箇所
 内 容 ・令和5年分確定申告地区相
 談会場の開設案内
 ・申告にはパソコン及びスマ
 ホを、納付にはキャッシュ
 レス納付の励しよう
 ・納税協会のPRチラシ及び
 入会申込書等の案内

参加者 13名
 主催者 当会個人部会
 協力者 阿倍野税務署



道行く方に一声!



活動集合写真

税務相談のご案内

毎週月曜日の13時～16時(受付は15時30分ま
 で)。税理士が無料で相談に応じております。
 近畿税理士会 阿倍野支部 *予約優先
 (税務署北隣り 阿倍野産業会館1階
 電話(06)6621-1030)

【編集後記】

1月23日から納税協会(阿倍野・堺・住
 吉・浪速・西成)のPRのための「ラッ
 ピング電車」が阪堺電車にデビューしま
 した。7月末までの運行です。あべの界
 限のショッピングのついでに気に留めて
 いただけたら幸いです。ラッキーな1日
 になるかも。(篠田)
 能登半島地震の被害報道に接するにつ
 け、近年さしたる自然災害のない大阪の有難
 さを実感します。一日も早い地域社会等
 のご回復をお祈りするとともに、常に防
 災意識をもつことの重要性を感じさせら
 れます。(小野)
 私はライブや舞台を観に行くことが大好
 きですが、寄る年波には勝てず翌日はぐ
 ったりなんでしょう。新年度も体力と相
 談しつつ、趣味に仕事に頑張ります!
 (I子)

★消費税の課税事業者(インボイス発行事業者等)となられた方へのお知らせ(例示列挙)

- ### I 消費税及び地方消費税の納期限(法定納期限)はいつ?
- 消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限(法定納期限)は、以下のとおりです。
- | 確定申告分の納期限(法定納期限) | |
|------------------|---------------------|
| 個人事業者 | 3月31日(※) |
| 法人事業者 | 課税期間終了日の翌日から2月以内(※) |
- ※ 納期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。
- 前課税期間の消費税の年税額が48万円を超える者は、中間申告及び納付が必要になります。詳しくは国税庁ホームページ「中間申告の方法」をご確認ください。
 - 納付は、上記の納期限(法定納期限)までをお願いします。
 納期限までに納付できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
- ### II 消費税及び地方消費税の納付手続は?
- 国税の納付手続は、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)や振替納税など様々な納付方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
 各種の納付手続の詳細については、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。
- ### III 計画的な納税資金の準備をしましょう!
- 消費税及び地方消費税の納税に当たっては、納税資金の積立等により計画的に納税資金を準備することで、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することができます。
- 計画的な納税資金の準備のご案内

消費税の課税事業者(インボイス発行事業者等)になられた方へ

●簡易課税制度適用の場合の積立目安(例)

区分	卸売業(第1種事業者)		小売業、サービス業(飲食料品の製造・加工・調理を行うもの等)(第2種事業者)		農林漁業(登記簿記載するものを除く)など(第3種事業者)		飲食店業など(第4種事業者)		金融、保険業、運輸通信業など(第5種事業者)		不動産業(第6種事業者)	
	前年課税額	積立目安(万円)	前年課税額	積立目安(万円)	前年課税額	積立目安(万円)	前年課税額	積立目安(万円)	前年課税額	積立目安(万円)	前年課税額	積立目安(万円)
前年課税額 売上	84	10	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
1,000	84	10	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安は前年課税額を基礎とし、前年課税額が異なる場合は、前年課税額に比例して調整してください。(令和5年4月1日現在のみしし入等に基づいています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

税金のことをもっと知ろう

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。
申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。



申告書の作成・送信は 自宅で 国税庁ホームページから!



STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成開始!

www.keisan.nta.go.jp
作成コーナー 🔍
【確定申告書等作成コーナー】

STEP2. 画面の案内に従って入力 → 自動計算!

スマホなら、カメラで『給与所得の源泉徴収票』を読み取って自動入力!
(給与所得がある方の例)

STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ **マイナンバーカードをお持ちの方**

マイナンバーカード
+
マイナンバーカード
読取対応のスマホ

さらに マイナポータル連携なら……
各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。

国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」はこちら

※ パソコンの場合
ICカードリーダーでも可

ID・パスワードをお持ちの方

事前発行のID・パスワード

ID・パスワード方式の届出を確認!
※ 申告書の控えと一緒に保管されている場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ご質問もご自宅で!

- YouTube 国税庁動画チャンネル
確定申告の仕方を動画で解説!
「動画で見る確定申告」で検索、またはこちらから⇒
- 税務相談チャットボット
ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします!
- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
確定申告書等作成コーナーの使い方に関してお困りの時は
⇒ ☎ 0570-01-5901
- 国税相談専用ダイヤル
国税に関するご質問・ご相談は電話相談センターへ
⇒ ☎ 0570-00-5901

納付が必要な方はキャッシュレス納付!

使ってみると便利です!
キャッシュレス納付!

- ☑ 自宅やオフィスから納付可能!
- ☑ PCやスマホで簡単手続き!
- ☑ 現金の準備が不要!

ダイレクト納付 インターネットバンキングによる納付
振替納税(口座振替) クレジットカード・スマホアプリ納付

各手続の詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください →

令和5年分確定申告をされた方へ



申告所得税
及び復興特別所得税

納期限

振替日
(振替納税をご利用の方)

令和6年
3月15日 金

令和6年
4月23日 火

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和6年
4月1日 月

令和6年
4月30日 火

振替納税をご利用でない方
申告書の提出後に、納付書の送付
やお知らせ等はありません。
納税は簡単・便利な振替納税又は
その他の納付方法(※)で納期限まで
に納付してください。

振替納税をご利用の方
事前に預貯金口座の残高をご確認
ください。
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、
納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、
延滞税の納付が必要となる場合があります。

納税は簡単・便利な
振替納税(口座振替)で!

- ✓ 振替日に預貯金口座からの引落としにより自動的に納付ができます。
- ✓ 現金を持参する必要がなく安全です。
- ✓ 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただく
だけです(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なし
にオンラインで送信できます。

- ※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> からアクセスできます。
- ※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも可能です。(PDF/3.054KB)



スマホからの提出はこちら



入力要領はこちら



還付金のお支払いは申告書を提出してから、
1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。
あらかじめご了承ください。

※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、
インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などが
あります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご
覧ください。

国税 納付手続

検索

定額減税説明会

令和6年6月以後、全ての源泉徴収義務者
において定額減税に係る作業が必要です。

安倍野納税協会と安倍野税務署の共催により、令和6年度税制改正による「定額減税」に係る
説明会を次表のとおり実施します。事前予約制のため、次のいずれかの方法で予約してください。

● LINE予約 (3月受付開始予定)

右のリンクを読み取っていただき、国税庁とお友達登録した上で、
国税庁トーク画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択し、
該当日の予約を取ってください。(注) 選択肢の名称は変更される可能性があります。

LINE予約



● 電話予約 連絡先：安倍野税務署 法人課税第1部門 Tel 06-6628-0221

※ 自動音声案内にしたがって「2」番を選択してください。
その後、「定額減税説明会の事前予約をしたい」旨を伝えてください。

日 時	開催場所	定員
3月29日(金) 14時00分~16時00分	安倍野区役所 2階大会議室 (住所) 大阪市安倍野区 文の里1-1-40	各日 100名
4月9日(火) 14時00分~16時00分		
4月22日(月) 14時00分~16時00分		
5月8日(水) 14時00分~16時00分		
5月24日(金) 14時00分~16時00分		

定額減税
特設サイト

